策定要領の内容		京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)(案)への反映状況		
(記載すべきこと(★), 留意すること(◆)		該当箇所	内容	
京都市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像				
・社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像 ・平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障及び家庭養育優先原則,子どもの最善の利益の優先を踏まえること	*	・重点4柱3本文	・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進,児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組等を総合的かつ一体的に実施し,『子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていきます。	
・幅広い関係者の参画,特に当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の参画を得て意見を求めること	•	_	_	
当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)				
・取組の充実を図ることなどの基本的考え方	*	・重点4柱3本文 ・2(2)ウ本文	・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進,児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組等を総合的かつ一体的に実施し,『子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていきます。 ・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと,社会的養育が必要な子どもに対して,パーマネンシー保障の観点も踏まえて,それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう,児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに,施設・里親それぞれの体制強化を行います。	
・施策の利用の決定に当たっては,子どもに十分な説明がなされていることを徹底すること	•	・重点4柱3本文	・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進,児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組等を総合的かつ一体的に実施し,『子どもの最善の利益』を実現する社会的養育体制の整備を進め	
・特に代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には定期的に理由や見通しを含めて子どもに丁寧な説明をするとともに, 意見表明できる年齢の子どもには, 十分な意見の聴取を行い, 方針決定にできるだけ反映させること。	•	・2(2)ウ本文	ていきます。 ・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制強化を行います。	
・児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みに関する国のガイドラインを踏まえて取組を行うこと	•	・2(2)ウ主な取組	・子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施(「子どもの権利ノート」の活用等)	

策定要領の内容	京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)(案)への反映状況		
(記載すべきこと(★), 留意すること(◆)	該当箇所	内容	
本市のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組			
・取組の充実を図ることなどの基本的考え方	・重点1柱1本文 ・重点1柱1主な取組 ・重点4柱2本文 ・重点4柱2主な取組 ・1 (1) 本文 ・1 (1) 主な取組 ・2 (2) 本文  ★ ・2 (2) ア本文 ・2 (2) ア主な取組	「子育で世代包括支援センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限発揮することで、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行います。     区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実     これまでからも、学校や関係機関との連携強化や、虐待を受けた子どもへの重点的な支援の実施等、児童虐待に対して、重点的に取り組んできましたが、地域や関係機関との連携のもと、すべての子どもを守り抜くため、これまでの取組をより一層充実していきます。     区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】     区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての機能を発揮し、医療機関等の関係機関との蜜な連携のもと、子育て家庭を身近な地域で支える仕組みづくりを推進します。     区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】     子ども家庭総合支援拠点に位置付ける各区役所・支所子どもはぐくみ室の機能の充実、児童相談所等の機能及び体制強化、学校や地域の関係機関等との連携強化、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の推進により、切れ目のない支援を行うことで、「子どもの最善の利益を実現していきます。     地域や関係機関との連携のもと、すべての子どもの命を守り抜き、健やかに育む社会を実現するため、学校や地域の関係機関と連携した「課題や困りごとを抱えた家庭への寄り添い支援」と、「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図り、身近な地域で見守り支えていく取組を推進します。     子育て家庭の最も身近な支援機関である各区役所・支所子どもはぐくみ室と、児童相談所、保育園(所)・学校や地域の関係機関との更なる連携強化を図り、身近な地域で見守り支えていく取組を推進します。     各区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所、警察、学校や地域の関係機関等との連携強化     ・客径の・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】	
市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組以下のi~ivについて、都道府県の支援・取組i子育て世代包括支援センターの普及についてii市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及についてiii市区町村の支援メニューの充実について(ショートステイ、トワイライトステイ事業等)iv 母子生活支援施設の活用について	・重点1柱1本文 ・重点1柱1主な取組 ・1 (1) 本文 ・1 (1) 主な取組 ・2 (2) 本文 ・2 (2) ア主な取組	・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実 【再掲】 ・子育て支援短期利用事業 (ショートステイ等) の充実  ・「子育で世代包括支援センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限発揮することで、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行います。 ・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実 ・区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育で世代包括支援センター」としての機能を発揮し、医療機関等の関係機関との蜜な連携のもと、子育で家庭を身近な地域で支える仕組みづくりを推進します。 ・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実 【再掲】 ・子ども家庭総合支援拠点に位置付ける各区役所・支所子どもはぐくみ室の機能の充実、児童相談所等の機能及び体制強化、学校や地域の関係機関等との連携強化、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の推進により、切れ目のない支援を行うことで、「子どもの最善の利益を実現していきます。 ・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実 【再掲】 ・子育て支援短期利用事業 (ショートステイ等) の充実 ・母子生活支援施設を活用した支援	
子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する取組	・重点1柱1主な取組 ・重点4柱2主な取組 ・1(1)主な取組 ・1(2)ア主な取組 ・2(2)ア主な取組	・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実 ・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】 ・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】 ・区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】	
・「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関係する内容	• 3	・ショートステイ・トワイライトステイに係る量の見込みを京都市子ども・子育て支援事業計画に明記。	

策定要領の内容			京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)(案)への反映状況
(記載すべきこと(★), 留意すること(◆)		該当箇所	内容
・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	*		
・児童家庭支援センターの制度化の背景を踏まえた設置地域の検討及び地域支援を十分に行えるための機能強化の実施	•	_	_
・代替養育を必要とする児童数の見込み(年齢区分別)	*	(記載箇所は,計画全体の構成も踏まえ調整中)	・資料5のとおり記載
・近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加,親子再統合に向けた取組の推進等の効果,特別養子縁組の成立見込み数,要保護児童対策地域協議会で管理しているケース等を踏まえた在宅支援ニーズの見込み	•		_
5       里親等への委託の推進に向けた取組			
・取組の充実を図ることなどの基本的考え方	*	・重点4柱3本文 ・重点4柱3主な取組 ・2(2)ウ本文	・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進,児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組等を総合的かつ一体的に実施し,「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていきます。 ・里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制の構築 ・里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化 ・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと,社会的養育が必要な子どもに対して,パーマネンシー
・里親に関する業務(フォスタリング業務)実施体制の構築に向けた取組	*	・2(2)ウ主な取組	保障の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制の強化を行います。 ・包括的な里親支援体制を構築し、特に養育里親への委託の推進を図り、乳幼児75%(3歳未満は令和6年度末、3歳以上就学前は令和8年度末時点)、学齢期50%(令和11年度末時点)以上の里親委託率を目指します。 ・里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制の構築【再掲】 ・里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化【再掲】
・2024年度時点及び2011年度時点の里親,ファミリーホームへの委託子ども数の見込み	*	(記載箇所は,計画全体 の構成も踏まえ調整中)	・資料5のとおり記載
6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組			
・取組の充実を図ることなどの基本的考え方	*	・2(2)ウ本文	・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制の強化を行います。
・特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた取組	*	・重点4柱3主な取組 ・2 (2) ウ本文 ・2 (2) ウ主な取組	<ul> <li>・里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化</li> <li>・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制の強化を行います。</li> <li>・里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化【再掲】</li> </ul>

策定要領の内容		京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)(案)への反映状況		
(記載すべきこと(★), 留意すること(◆)		該当箇所	内容	
7 施設の小規模かつ地域分散化,高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組				
・施設で養育が必要な子ども数の見込み	*	(記載箇所は,計画全体 の構成も踏まえ調整中)	・資料5のとおり記載	
・施設で養育が必要な子どもの見込み数や,在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による高機能化・機能転換,小規模かつ地域分散化の見込みを把握し,高機能化及び多機能化・機能転換,小規模かつ地域分散化に向けた内容とすること。	•	・2 (2) ウ本文 ・2 (2) ウ主な取組	・児童養護施設等の施設については,国の補助制度等を活用しながら,里親委託の推進状況を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進や本体施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図れるよう取組を推進します。 ・乳児院・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換,小規模かつ地域分散化の推進」	
・概ね10 年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図るものとして,人材育成も含めて策定すること	•	・2(2)ウ主な取組	・研修等による施設職員の質の向上 ・施設職員の処遇改善 ・専門職員の配置推進(措置費加算等の活用)	
- 一時保護改革に向けた取組				
・取組の充実を図ることなどの基本的考え方	*	・2(2)ウ本文・2(2)ウ主な取組	・一時保護については,国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえて,引き続き,適切に行っていきます。 ・一時保護所の環境改善のための取組 ・国が定める「一時保護ガイドライン」踏まえた一時保護の実施	
・「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期,一時保護所の必要定員数,一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数	*	(記載箇所は,計画全体 の構成も踏まえ調整中)	・資料 5 のとおり記載	
社会的養護自立支援の推進に向けた取組				
・社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない場合の実施計画	*	・2(2)ウ主な取組	・「児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実(訪問相談,交流事業の実施等)」	
・社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組の実施計画	*			
・代替養育や在宅指導などを経験した子どもの自立支援については、行政としての責務であること。	•			
0 児童相談所の強化等に向けた取組	★       ・2 (2) ウ主な取組       ・「児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実(訪問相談,交流事業の実施等)」         ★       ・重点4柱2主な取組       ・児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上及び体制強化			
・平成28年改正児童福祉法及び児童相談所強化プランに沿った職員の配置など,子ども家庭福祉人材の確保・育成の 大めの取組	*	<ul> <li>・重点4柱2主な取組</li> <li>・重点4柱3主な取組</li> <li>・2(2)本文</li> <li>・2(2)ア本文</li> <li>・2(2)ア主な取組</li> </ul>	<ul> <li>・児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上及び体制強化</li> <li>・里親支援に係る児童相談所の専門性の向上及び体制強化</li> <li>・子ども家庭総合支援拠点に位置づける各区役所・支所子どもはぐくみ室の機能の充実,児童相談所の機能及び体制強化,学校や地域の関係機関等との連携強化,里親委託の推進,児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の推進により,切れ目のない支援を行うことで,「子どもの最善の利益」を実現していきます。</li> <li>・児童相談所の更なる機能及び体制強化を図るとともに,児童福祉司の質の向上を図ります。</li> <li>・児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化【再掲】</li> </ul>	
		・2 (2) ア主な取組 ・2 (2) ウ本文 ・2 (2) ウ主な取組	・児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制の強化を行います。 ・里親支援に係る児童相談所の専門性の向上及び体制強化【再掲】	